



特 集 号

発行

東北地区公立学校事務長会
事務局

秋田県立秋田高等学校

〒010-0851

秋田市手形字中台1番地



ごあいさつ

東北地区公立学校事務長会

会 長 仁 志 定 雄

(宮城県立仙台第一高等学校)

東北は厳しい寒冷の季節ですが、会員皆様には益々御健勝の中にお過ごしのことと思います。

平成19年度の本会の事業も会員の皆様の御協力と東北地区各県教育委員会並びに高校長協会を始めとする教育関係諸団体の御指導・御支援により、当初の計画どおり円滑に進んでおりますことに深く感謝申し上げます。

本会は、引き続き、会則第2条にある設立目的のとおり、東北地区の学校事務と事務長の職務について、情報交換や協議を通して会員の資質と事務処理の向上を図るため、本会の事業を展開して参ります。

今年度の東北地区公立学校事務長会研究協議会並びに総会は、秋田県公立学校事務長会が主管して6月14日(木)～15日(金)に秋田市で開催されました。詳細は省略させていただきますが、「時代の変化に対応した学校づくりをめざして」の統一テーマを掲げて始まり、開会式の後、国際教養大学理事長兼学長中嶋嶺雄様を講師にお迎えし「グローバル化と国際教養大学の挑戦」と題してご講演をいただきました。教育再生会議有識者委員をも勤める中嶋先生は、この時期も大変多忙を極めていたとお聞きしました。先生は、この研究協議会開催直前の6月初旬に台湾の李登輝前総裁訪日を自ら招請しており、前総裁が第1回後藤新平賞授賞式に出席後、奥の細道のルートを巡る視察にも同行しております。その貴重なお話を交えながら国際化の展望についてご講話をいただき有意義な研修でありました。また、「小中学校事務センター化について」と題した講師の秋田県羽後町立羽後中学校統括事務長館岡彰様のご講演は、最初の実施から4年目を迎えた拠点校として東北地区における実践例をご提供いただきました。

た。今回の統一テーマに相応しくまた全国的にも注目されている時宜を得た研修内容に改めて秋田県事務長会の皆様に感謝申し上げます。

また、東北地区会長等連絡協議会は、宮城県公立学校事務長会が主管して10月12日(金)に仙台市で開催されました。東北地区各県から協議題・情報交換題9題が提出され、北海道の参加も得て活発に熱心な情報交換の場となり、更に会員相互の連携を深めることができたのではないかと思います。

過日、平成19年3月29日に「今後の教員給与の在り方について」中央教育審議会の答申が出されておりますが、会員皆様もご承知のとおり、その過程において「教員勤務実態調査」「教員意識調査」「保護者意識調査」「諸外国の教員給与に関する調査」が実施され、その結果を踏まえて「教員の校務と学校事務の見直し」「学校の組織運営体制の見直し」「教員の勤務時間の弾力化」等について取りまとめられております。そして「事務の共同化の促進」と「事務処理体制の充実」が盛り込まれており、それらの具体化に伴って学校事務も大きく変化しようとしています。また、いわゆる「教育改革関連3法」の改正が6月の国会で成立しており、我々を取り巻く教育環境の変化も、益々多様化するものと思われます。

東北地区公立学校事務長会は、今回の統一テーマにもあるように時代の変化に対応した活動を進めるため会員相互の連携と情報交換そして研修の充実を更に促進する必要があるものと思います。

最後になりましたが、改めて会員皆様に本会活動に対応する御支援御協力をお願い申し上げますとともに会員皆様の今後の益々の御健勝を心よりお祈り申し上げます。

第38回(平成19年度)東北地区公立学校 事務長会研究協議会並びに総会報告

「第38回東北地区公立学校事務長会研究協議会・総会」が、平成19年6月14日(木)から15日(金)の両日、秋田市秋田ビューホテルで開催された。参加者数は、来賓6名、青森県8名、岩手県5名、宮城県8名、山形県3名、福島県7名、秋田県74名の総勢111名であった。14日午前11時から同会場で開会式・研究協議・総会の内容の確認について各県代表者会議を行った。秋田県実行委員会から研究協議会・総会の運営について説明、承認され2日間の会議がスタートした。



1 開会式

会長あいさつ

東北地区会長 宮城県会長 仁志定雄

来賓祝辞

秋田県教育長代理高校教育課長 内田広之 氏
秋田県高等学校長協会会長 柴田義弘 氏
全国事務長会副会長 若林威郎 氏

2 あいさつ

東北地区公立学校事務長会

会長 仁志 定雄

第38回東北地区公立学校事務長会研究協議会並びに総会が秋田県において、東北各県から多数の会員の皆様に御参加をいただき、盛大に開催出来ますことを心から感謝申し上げます。東北地区公立学校事務長会を代表しまして、御出席の皆様に厚く御礼申し上げます。また、本研究協議会並びに総会を開催するにあたり、秋田県教育委員会、秋田県高等学校長協会、全国公立学校事務長会のあたたかい御理解により御後援を賜り、秋田県公立学校事務長会会員各位の力強い御支援と御協力をいただき本会が開催されますことを改めて感謝申し上げます。

さらに、本日は秋田県教育委員会根岸教育長様始め多数の御来賓の方々にお忙しところ御臨席を賜り

誠にありがとうございます。重ねて感謝申し上げます。

御存知のとおり、国では60年来の大きな教育改革である、教育基本法の改正が昨年末に施行しております。教員免許更新制の導入など本格的な教育改革が動き出しております。また、平成19年3月29日には今後の教員給与のあり方について中央教育審議会の答申がだされております。その過程において、教員勤務実態調査、教員意識調査、保護者意識調査、教員給与に関する調査が実施されております。その結果を踏まえて教員の校務と学校事務の見直し、学校の組織の運営体制の見直し、教員の勤務時間の弾力化等についてとりまとめられております。事務の共同化の促進と事務処理体制に充実が盛り込まれております。それらの具体化に伴い学校事務も大きな変革が予想されます。

東北地区公立学校事務長会としても、それらに対応した活動のため会員相互の連携と情報交換、そして研修がいっそう求められているところと思います。

本会の設立目的も会則第2条にありますとおり東北地区の学校事務と事務長の職務について情報交換や協議をとおり会員の資質と事務処理の向上を図ることにあります。今回の秋田大会は「時代の変化に対応した学校づくりをめざして」と統一テーマを掲げております。本大会が会員のなお一層の活発な情報交換の場となり、会員相互が研修の実を上げ、さらに発展することを御期待するものであります。

本会事業の目的達成のため会員皆様の常日ごろの御支援御協力の改めて深く感謝申し上げますとともに、本会の更なる発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして開会の御挨拶とします。

講

『グローバル化と国際教養大学の挑戦』

演

講師 国際教養大学

理事長・学長 中嶋 嶺雄 氏

講演の前に、19年5月末から6月上旬にかけて台湾の李登輝前総統が「学術文化探訪と松尾芭蕉の奥の細道・旧跡を訪ねる旅」ということで日本を訪問。旧知の仲である前総統と中嶋先生のご一緒の旅の様子や個人的な旅とは言いながらどうしても政治的な物議の種になりかねないことに対する中嶋先生の配慮や苦労話・心配りの紹介がありました。

特に、前総統の靖国神社参拝に際しては個人

的理由であることを強調するとともに、今回の李前総統の日本訪問が政治的意味合いのない、あくまでも学術文化交流が主目的であることを貫き通したとのお話がありました。

訪問先は最初に東京・お台場。つぎに国際大学研究村・東京国際交流館で、いずれも中嶋先生は案内役として随行。東北では松尾芭蕉記念館の見学や、後藤新平と台湾との関係から設置された「第1回後藤新平賞」を前総統が受賞されたのを記念して講演会も開催されたとのことでした。

松島・奥松島・山寺・中尊寺・水沢市（後藤新平）・先人記念館内の新渡戸稲造記念室から田沢湖・角館・象潟、そして国際教養大学へと御案内。大学では、施設の見学と「グローバルスタデイズ」をテーマに学生・一般の方々に特別講義をいただき、「自分（前総統）が今あるのは日本の教育のおかげ」であること。「日本の青年には世界のリーダーになるためにもっともっと日本の文化や伝統を学ぼう」強調されたようです。

その日の宿泊地の選定は第一条件に“静寂な宿”ということで、秋田県の純日本風な「夏瀬温泉」に決定した場面の紹介もありました。

今回の訪問で、中嶋先生が苦労したことは、前総統の一人としての旅行であるということと国内の旅行チケット購入のため行列に加わったことや景勝地での極端な警備への対応であったようでした。しかし、前総統が日本の多くの旧跡や景勝地などについて非常に関心が深く、かつ詳しく知っておられたことには驚きましたと印象を述べておられました。



日本の高等教育と国際教養大学の存在意義の在り方では、学校創立4年目でまだ卒業生を出していないが、卒業生が社会に出てからが評価されることは間違いのないことであることを強調しました。

国際教養大学は、秋田県の援助が大きく作用している、とりわけ県学術国際部との連携で、設立当初から全国に約78校ある公立大学法人の第1号であり

ます。法人化しなければ本当のいい大学が創れないという考えに立脚しています。

国立大学法人は文部科学省、公立大学法人は総務省と文部科学省が所管していますが、法人化の意味は、国公立大では教育公務員特例法が適用され助手から教授まで一生保障されているが、うち5%の教員が教壇に立っていない現実があり、競争性原理が入らない状況にあります。

現在、日本の大学数は733校を数え、短期大学を加えると1,300校近くになります。

その中で、中身・カリキュラム・学部学科の編制などでユニークな大学はいくらあるだろうか。

例えば、人口問題について教える大学はあるでしょうか。具体的に中国はどうでしょうか。中国の人口は本当に増えるのでしょうか。また、中国の国家的事業によって経済はこのまま成長を続けるだろうか。北京オリンピック・上海万博・山峡ダム建設などが予定されているが、泥とごみの山であることは一研究者として確認した事実でもあるし、（心配な）問題となる事柄です。

これらのことも含めて、これからの世界はグローバル化の時代に向かうことは言うまでもありませんし、グローバル化の時代とは一体どういう時代なのでしょう。

教育再生会議の第二次報告にあるような大学の本格的な統合をもっと進め、大学の評価によって運営費交付金などを決定し、ユニークな大学づくりを広めたいと思います。

国際教養大学の大学で教える内容としては人口学を大切にしていきたいと考えています。

紛争予防の観点から防衛・安全保障の分野でも授業科目に取り入れ、更には、教養教育も重要視して進めたいと思います。

本校では英語で授業を実施しているが、英語の学校と思わないで、英語はあくまでも手段であり英語で授業を行い、英語で授業を聞き、英語で学内会議を行っています。すなわち、グローバル化時代に挑戦する大学として立ち上げているのです。

日本の大学では制度的・組織的・行政的な改変はできても、カリキュラムの改変はできません。なぜなら、カリキュラムの裏には人が張り付いているからです。

大学にとって大切なものは、グローバル化時代にふさわしい外国語教育も含めた『教養教育』です。英語を勉強することではなく、手段として英語でコミュニケーションができること、英語で世界のトップクラスの大学で単位を修得することを行っている大学は、国内では「国際教養大学」のみであります。最近では、国際教養学部を設置する大学が増え

てきていますが、大学名に『国際教養』がついているのは本学のみであります。

設立時は、県民に理解が得られなかったのですが、『国際教養』という新しい大学の生き方・新しい学問領域が日本でも先端的なものになりつつあります。

日本の大学は学校名に地名を付けているが、本校は、自分たちが掲げる目標を大学名にしている唯一の大学であります。秋田県内で、秋田県の予算で、秋田県民を教育していたら秋田県のパイの広がりが見出せませんので、施設を充実して世界各国から学生を集め、秋田県にお金を落とすことで秋田県にも貢献しています。

学生の構成は、秋田県内が18%、その他が82%です。(今年多かったのは宮城・京都)

偏差値的には相当高いレベルにありますが、本当の大学の力は、他の大学をあきらめて国際教養大学に来てくれることでしょう。

教育再生会議の第二次報告書を是非読んでいただきたい。グローバルの後の競争の激化、全世界的な知的競争の激化、また一方では18歳未満の人口の減少による大学全入時代の到来など矛盾した事象が現れ、大学が求められる一方で、大学淘汰の時代にも入ります。

こうした時代背景の中で、日本の大学はいかにして国際競争力を持ち、地域や世界に貢献する大学や大学院の再生が可能になるのかが今回のテーマであります。

そのためには、徹底した大学・大学院改革が必要となり、世界のトップレベルの教育研究拠点大学とさまざまなレベルの大学がそれぞれ機能分化する必要があると思います。

総合的・国際的教養教育や地域密着型の教育が重要であります。

大学教育の質の保証では、GPA（グレイト・ポイント・アベレージ）～評定平均値の導入や学生による授業評価・年俸制の変化・3年間の任期制・大学入試の多様化・相互研修の実施・授業の相互見学・上司、学長による評価・経営会議での評価を実施しています。

9月入学の大幅促進はグローバルスタンダードを認識して一部で実施しています。国は4月入学を弾力化し、9月入学を全国立大学において実施することを積極的に支援しており、私立大学においても実施に向けて促進しなければなりません。

また、世界トップレベルの教員を公募採用して、国際競争に勝ち抜くトップレベルの大学院を設置することなどであります。

これからの大学は、まさにグローバル化に対応す

る高等教育機関を創っていかなければなりません。

これからの知能競争時代で、一番重要なことは「教育」であると思い、まず大学を根本から治すことであると思います。

3 総 会

1. 議長選出 秋田県本荘高校 根布谷事務長

2. 議 事

(1) 平成18年度会務報告

(2) 平成18年度決算報告並びに監査報告

収入決算額 279,489円

支出決算額 210,000円

(3) 役員改選（案）について

会 長 仁志 定雄（宮城県）

副会長 鶴田 宣夫（秋田県）会長代行

副会長 中村 健一（青森県）

副会長 葛巻 芳巳（岩手県）

副会長 大場 新七（山形県）

副会長 雉子波 信夫（福島県）

監 事 鈴木 洋一（秋田県）

監 事 加藤 孝（山形県）

事務局長 高橋 利一（秋田県）

(4) 平成19年度事業計画（案）について

東北地区公立学校事務長会会長等連絡協議会

期日 平成19年10月12日（金）

場所 宮城県仙台市 ホテル白萩

(5) 平成19年度予算（案）について

収入予算額 249,490円

支出予算額 249,490円

(6) 会則の改正（案）について

会則第4条の改正が提案され、承認された。

（会員）

第4条 本会の会員は、東北地区公立高等学校・特別支援学校の事務長をもって組織する。

研究協議（全国事務長会活動報告）

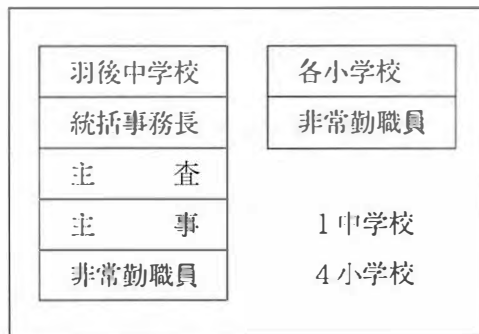
全国公立学校事務長会幹事 中山 博 氏
国においては、昨年の平成18年12月22日に新しい教育基本法が公布されました。また、19年4月から盲学校・聾学校・養護学校が、新たに「特別支援学校」として位置づけられることになりました。

学校をとりまく状況は近年大きく変わってきており、加えて、昨年来大きく話題になった必修科目の未履修問題やいじめによる自殺の問題など、社会が学校を見る目にも厳しいものがあります。

事務室に目を転じてみますと、東京都では、「学校経営支援センター」が平成18年4月に発足し、今

4 羽後中学校における学校事務のセンター化

I 組織



※非常勤職員以外の職員は「秋田県教育庁南教育事務所雄勝出張所総務班」併任職員として、県財務会計システムを使用して旅費支給事務を行う。

II 担当

①学校別担当

拠点校に各連携校担当の事務職員を置き週1回曜日を決めて定期的に学校訪問し書類・帳簿の整理を行うとともに、非常勤職員のスキルアップを図る。

●業務別担当

拠点校の業務も分担して行う。

③統括事務長の専決

- ・ 軽易な事項の指令、通知、申請、届出、照会、回答、報告
- ・ 事務センター管内小中学校の1件5万円以下の歳入の調定及び収入命令、1件10万円以下の歳出予算の執行伺い及び支出命令
- ・ 統括事務長を除く事務センター職員の休暇の承認、週休日等の割り振り、週休日等の振替等、職務免除の承認及び出張の命令
- ・ 統括事務長を除く事務センター職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令
- ・ 事務センター管内小中学校教職員の給与に関する諸手当の認定

III センター化の効果

- ・ 事務職員の資質の向上、スキルアップ
- ・ 事務職員の意識改革、士気高揚
- ・ 事務の効率化、平準化
- ・ 人員の増加（事務職員＋非常勤職員）
- ・ 予算の効率的執行
- ・ 羽後町教育委員会との連携（連絡調整の一本化）
- ・ 教員の事務負担軽減

IV センター化の課題

- ・ 事務処理体制の効果
- ・ 非常勤職員の勤務
- ・ 事務職員の更なる資質向上
- ・ 教員の更なる事務負担軽減
- ・ 非常勤職員の資質向上

V センター化を実施して

小中学校の事務職員の配置は単数がほとんどであり、事務職員が1人で事務処理を行う状況から、継続性のある安定した事務処理や職場における職務知識等の習得を困難にしていた。厳しい財政状況の中で事務執行の効率化が必要とされ、より高度な知識・能力が要求される事務が増えており、事務職員の資質向上が求められている。学校事務を見直して整備・充実を図っていくため、事務処理体制の強化・資質の向上及び責任と権限が必要となり、事務の共同実施や共同実施組織に事務長を置くことの検討や学校への権限委譲を推進するために事務処理体制の整備が必要とされている。

学校事務センターがこれらの要求を満たし、事務職員にとって最良のシステムになるように充実・発展させていくことができるように微力ではあるが力を出していきたい。

情報交換



情報交換題は、岩手県からの「学校徴収金（私費）の事務室での取扱について」と、秋田県からの「教職員の多忙化対策について」の2題を取り上げ提案県の趣旨説明、その後各県の状況を報告した。

「学校徴収金（私費）の事務室での取扱について」 ＜岩手県趣旨説明＞

教員の多忙化解消の動きを受けて、平成18年度に事務長会と県教委との協議会の中で検討された。処理方法として(1)「支払のみ型」業者への支払のみ事務室で行う。(2)「処理集約型」予算決算以外事務室が主体で行う。(3)「集合処理型」予算決算か

ら支払までの全て事務室主体の3種類であるが、(3)については教育的配慮を要することから除かれ、(1)(2)に絞って平成19年度からモデル校を募集し、試行している。(1)「支払のみ型」7校(2)「処理集中型」5校の計12校で試行が始まった。「支払のみ型」の3名配置校は定数1名減じて非常勤事務職員2名を配置、「処理集中型」の4名配置校は非常勤事務職員1名を配置している。

これまで2カ月間の実施したが教員からは好評を得ている。(デ)メリットは非常勤職員の指導に時間がかかる。教員との調整が複雑になってきている。

課題は、これまでPTAの業務を行う場合は職務に専念する義務の免除で行ってきたが、PTA会計処理は県教委通知で団体の長から委任があった場合はこれを「公務」とする矛盾が生じている。

また、これまでの取扱要項では、不祥事防止のために複数分散で処理してきたが、事務室担当者に集中している。

最後に事務職員の増員配置がされるのか疑問である。仕事だけ回ってくるのではないか。

<青森県報告>

公務に準ずる扱いは行われていない。学校規模により私費(PTA・後援会等)で事務職員を雇用できる学校とできない学校がある。県の会計事務監査で私費取扱について問題になり、県教育長の通知で公務以外は職専免で行うこと。職専免は口頭で行うこと。

<秋田県報告>

学校徴収金を事務室で処理し、教員の負担を軽減しようとの流れはない。学校徴収金取扱要領もない。私費会計事務の必要性・重要性は認められているが公務と認められてはいない。

学校徴収金のPTA・同窓会・教育振興会等の会計事務は事務室で担当している。また、副教材費・学年費・生徒会・卒業積立等は教員が担当している場合が多い。

今後の方向性は本県でも事務職員の定数削減は喫緊の課題である。それを非常勤職員で補う理由付けに学校徴収金の会計事務を事務室で行うことになれば会計事務が公務と認められことになるのでは。

課題として、業務が増え続ける中で学校徴収金の会計事務は事務室の多忙化を招くのでは。公務となれば団体の監査と県の監査も動き出しそうである。

<宮城県報告>

学校徴収金会計事務に関する取扱要領が平成16年度試行、17年度から本格実施となった。公費と私費の明確化、取扱いの標準化、関係規定の整備及びサービスの取扱い等の見直しが検討された。「集合処

理型」が多く、会計処理を事務職員が行っている。

課題は、本来個別に購入すべきものを保護者の経済的負担の軽減を図るため一括徴収しているが、その費用負担は保護者が負担していることから、教材の指定理由や決定経緯に対する説明責任を負うと共に公正性及び透明性を確保する必要性が生じてきている。事務職員の定数増はない。

<山形県報告>

学校徴収金及び団体徴収金は、平成13年と16年の教育長通知「学校徴収金及び団体徴収金の事務処理について」により行っている。取扱い部署までの定めがなく学校によりまちまちである。

学校徴収金は、生徒会費・修学旅行費・卒業アルバム代を授業料と一緒に徴収している。通帳引き取り、管理は担当の先生方が行っている。

団体徴収金は、PTA会費・後援会費が主で、団体職員を採用し、収入・支出を担当教諭が起案し、事務部・校長の決裁後、団体職員が支払を行っている。(新庄神室産業高校の状況である。)

<福島県報告>

学校徴収金(私費)は、全て教員が処理している。教材費・学級費等を年2回校長名義の口座に振り込んでいる。保護者代表に会計監査を受け、保護者に決算書を送付している。

学校徴収金(私費)は準公金として支出時に適切な支出か事務長がチェックしている。学期毎会計簿を事務長が検閲している。

教員の会計処理に専門的な知識が乏しいため、基本的なことから指導しなければならない。

PTAと部活動後援会の会計処理はその団体が職員を雇用して行っている。

<東京都報告>

学校徴収金(私費)は、平成17年度から公務と位置づけられた。保護者から委任を受けて、PTAから委任を受けて事務処理している。公務の位置づけは、多忙化という考えでなく、汚職等の事故防止のためだった。教員が予算書・決算書・支出承認書をつくり、事務室はお金の出し入れ、帳簿等の会計管理を行っている。特定の業者だけに発注など、高額の修学旅行・卒業アルバムの場合は業者選定委員会で決定している。教員と事務の役割分担し、適正な会計処理を行っている。

<茨城県報告>

事故防止のために、平成12年ころに県の指示があった。学校徴収金については教頭が四半期毎に出納簿・通帳・証拠書類をチェックし、検査表に押印し県に報告する。

PTA・後援会の団体会計は事務室で処理している。

「教職員の多忙化対策について」

<秋田県趣旨説明>

教員の長時間勤務・多忙化、また事務職員の人員の削減による多忙化が問題になっている。

- 1 昨年度から旅行命令簿を見直し復命書作成業務を大幅に簡素化した。(平成19年度から本格実施)
- 2 休養日を週1回設定すること。設定日は午後6時には教職員は退勤すること。休業日以外でも原則午後8時には退勤する。(平成18年度途中から)

この2つの対策は、教職員の多忙化に対して根本的な対策となっていない。実際、どこまで実行出来るか今後の問題である。

<青森県報告>

通知はない。年次休暇の計画的な取得、リフレッシュ休暇の取得。対外行事の週休日の取得、春季大会・新人戦・高校総体・高文連・高野連、これらは長期休暇中に取得する。

<岩手県報告>

県教育委員会は平成16年10月に県立学校の教員を対象とした勤務実態調査を行い、平成17年6月に多忙化問題検討委員会から提言があった。

職場の業務改善に向けては、学校と県全体が取り組むべきことを提言した。学校の取り組むべきこととして、周年行事の見直し(長期的視野で取り組むべきもの)。決裁・協議・会議の見直し、分掌の整理統合、資格取得指導の精選(すぐに取り組むべきもの)。県全体が取り組むべきこととして、土日の出張や勤務を直近の長期休業中に振替る制度の構築・新規事業の抑制(長期的視野で取り組むべきもの)。学校対象の会議・調査・提出物の厳選と簡素化、復命書・報告書・起案文書等の簡略化・削減、会議・研修の開催時期の見直し、(すぐに取り組むべきもの)。

部活動指導の改善に向けては、学校の取り組むべきこととして、週1回、月1回の土日の休養日設定義務付け(すぐに取り組むべきもの)。県全体が取り組むべきこととして、高校総体・高総文祭の開会式の改善(簡素化)、各種冠大会開催の見直し・縮小、土日の部活動指導の勤務の位置付けと振替措置の緩和の方向性模索、部活動指導手当(特殊勤務手当)の拡充(長期的視野で取り組むべきもの)。全县統一の休業日の設定・実習教諭による単独引率基準の緩和の検討等(すぐに取り組むべきもの)。

県全体が取り組むべきものとして次の具体的な方策が講じられた。

- 1 簡易なものの復命書の作成を省略。
- 2 部活指導を学校行事として校長が認めれば、部活動を勤務として取扱う。週休日の振替若し

くは半日勤務時間の割振り変更又は休日の代休日指定が可能。

- 3 学校が組織として当該団体の長から委任を受けて、組織として学校が承認することにより「会計事務」に職務として取扱うこと。
- 4 教員特殊業務手当の額が1,200円から1,700円に引上げ。
- 5 実習助手部活動等単独引率の基準改正。

<宮城県報告>

「学校における業務内容の精選・見直しについて」平成18年3月に教育長通知があり、平成19年3月から長時間の時間外勤務者に対する健康管理対策を実施することになった

<山形県報告>

平成8年度から「ゆとり創造運動」を実施。ゆとり強化月間(8月1日から8月31日)。ゆとり創造デー(ノー残業デー)(毎週水・金曜日定時退庁の促進)を行っている。また、リフレッシュ年休・休暇制度を実施している。

<福島県報告>

- 1 職員会議・打合せ等の見直し・精選。
- 2 会議・教育課程外等への出席の見直し・精選。
- 3 対外運動競技等への参加、部活動指導内容の見直し・精選他。学校だけで解決できることでないので実行は難し。

<東京都報告>

教員を対象とした多忙化対策は組織だっで行われていない。これまで公式戦以外の土日の部活動指導は勤務外として特殊業務手当対象にとどまっていたが、部活動指導も正式の勤務扱いとして位置づけて、半日・1日の勤務であれば前2カ月、後4カ月の範囲内で代休がとれる。また、教員のメンタルヘルスの福利厚生事業が行われている。

<茨城県報告>

教員の多忙化対策は行っていない。本校は総合学科の高校のため教員の授業時数が多いように思う。多忙化の見直しをしたが、また新しい委員会・会議増えてくるといった現状です。

— 青森県情報提供 —

「総務事務センター本格稼働とその後」について情報提供がありました。

閉会式・次期開催県あいさつ

・会長あいさつ

東北地区会長 宮城県会長 仁志 定雄

・次期開催県あいさつ

山形県会長 大場 新七

(来年は6月13日(金)に山形市で開催します)

平成19年度

東北地区公立学校事務長会会長等連絡協議会報告

平成19年10月12日（金）仙台市の「ホテル白萩」に於いて、11時から15時30分までの限られた時間の中での協議会で、東北6県と北海道から42名の参加を得て、1協議題、7情報交換題について話し合いが行われた。時間の関係で情報交換題1題は紙面での協議とされた。内容は次のとおりである。

1 協議題 「事務長の資質向上について」

宮城県提案

事務長の資質向上を目的にした研修が、どの程度行われているか。また県教委に対しマネジメント研修等について開催を要求しているか。

宮城だけが組織マネジメント等の研修をお願いしているが、他の各県は積極的な要望は無いようである。事務長に対する研修は、県教委或いは事務長会主催で行われている。ただし、最近では知事部局からの異動が多くなり、事務長研修としてよりも行政職としての管理者研修が多く、知事部局での希望講座で受講するケースが増えているようである。

2 情報交換題

(1) 地域住民に対する校舎の開放について

北海道提案

学校開放については地域に体育館や会議に使える場所が少なく、生涯学習やコミュニティ活動の場としての開放希望が多いが、使用許可をする場合の使用料や校舎管理に関する制約が多く、地域ニーズに応えられない現状である。

青森、岩手、山形が県立学校開放事業を実施、開放運営委員会が設置され、管理指導員も配置されている。光熱水費の徴収、週休日等の管理要員の配置等色々な課題を抱えている県もある。又、自校の生徒の練習の合間を縫っての使用許可となれば、なかなか希望どおりの許可は難しいようである。

(2) 事務室の状況と今後の対応について

秋田県提案

財政難の折、事務職員や臨時職員の人員削減が進められている。各県の事務室の職員配置状況と削減された場合の事務の対応・合理化策を伺いたい。

宮城、秋田以外は各県ともに人員削減が進み、事務職員2名体制の学校も相当数出てきている。宮城、秋田も間もなく2名体制が出てくるものと思われる。臨時職員、非常勤職員或いは団体での雇用職員も減られるものと見られ、事務職員の多忙化が予想される。IT化等より一層の合理化が必要とされるが、事務の共同化等が話題になってくると思われる。

(3) 「県立学校事務の共同化」について

岩手県提案

児童生徒数の減少に伴い、事務職員の定数も1名となる学校の増加が見込まれる。事務長1名配置或いは事務職員2名の少数配置校における業務の多忙化解

消、勤務環境改善の必要性が出てくる。

秋田の小中学校で拠点校方式で実施されているが、その他の県はまだ検討段階か話題が出ている程度である。近い将来共同化等少数配置に向けた対策の動きが活発化しそうである。

(4) 新人事務長研修会等について

福島県提案

福島県は知事部局との人事交流が盛んで、初めての事務長職で学校への赴任は戸惑いがある。新人事務長に対する研修会等の開催要望が出ている。他県の開催状況をお聞きしたい。

山形、秋田以外は新人事務長研修会を開催している。新任教頭と一緒に管理者研修、管理職の役割、マネジメント研修等を組み入れ、1日或いは2日間かけてやっている県もある。

(5) 現業職員に係る民間委託の実情について

北海道提案

全国的に現業職員の民間委託化が進んでいる。北海道でも5校に民間委託が導入された。

青森、福島で実施。岩手も1校だけで実施。現業職員の退職後、職員の補充は行わず、民間委託を進めている。他県でも新規採用は行わず、嘱託員、非常勤職員の身分で採用し措置している。山形、宮城においては民間委託の導入は検討されていない。導入により人的確保の心配がないことや、割り切って仕事をしてもらえるメリットはあるが、業者と職員の間に隙間が生じる等デメリットもあるようである。

(6) 学校統合における校舎の活用について

北海道提案

生徒数の減少に伴い高校の統廃合等再編整備が進められている。統合後の校舎の活用状況を伺いたい。どの県においても、もうすぐ生徒数は最盛期の半分以下になるのは確定的であり、高校の統廃合が進められている。地域の要望等を組み入れながらの学科再編、統合後の校舎の再利用を検討しているようである。しかし再利用の計画が無かったり、耐震構造に問題があったり、解体されることになる建物もあるが、解体費用等の問題でそのままにされ、巡回、修繕等管理をしなければならない学校に負担がかかっているようである。

(7) 授業料減免について

秋田県提案

授業料長期滞納者が増加傾向にあり、減免を勧めているが各県の実態を知らせて頂きたい。

過去5年間の全日・定時制それぞれ何%か。（数字は省略）各県ともに間違いなく、年々増加している。認定者数に上限は設定されていない。認定権者は校長の県と、校長と教育長の2種類の認定がある。

生活保護所帯についての減免は、北海道、山形、福島が減免をしていない。生活保護費として高校就学費用が扶助費として給付されている理由である。